

委 託 契 約 書 (案)

愛媛県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（委託業務の内容）

第1条 甲は、令和8年度愛媛県児童相談所一時保護所学習指導業務（以下「委託業務」という。）を別添仕様書により乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託料）

第2条 甲は乙に対し、委託料として、金_____円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払う。

（委託の期間）

第3条 乙は、この契約の締結の日から令和9年3月31日までの間に委託業務を行うものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡等）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（事業計画書の提出）

第7条 乙は、契約締結後、甲と協議の上、事業計画書（様式第1号）を提出し、甲の承認を受けるものとする。

（事業計画の変更）

第8条 乙は、事業計画書の内容を変更するときは、事前に事業変更計画書（様式第2号）を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、事業計画書の収支予算の支出の部の各区分において合計額の20%以内の区分間流用に係る変更については、この限りでない。

（月次報告書）

第9条 乙は、毎月の事業実施状況について翌月10日までに、次に掲げる事項に関する月次報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

- （1）学習指導員の勤務実績
- （2）児童の指導状況（児童相談所別、児童別指導内容等）
- （3）その他報告事項等

(実績報告及び完了確認)

第10条 乙は、令和9年3月31日までに、実績報告書(様式第3号)を作成し、甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の実績報告書に基づき、本業務の実施状況について確認を行うものとする。

3 甲は、前項の確認のほか、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(委託料の支払)

第11条 前条第2項の確認終了後、乙は、委託料の支払を委託料精算払請求書(様式第4号)により、請求するものとし、甲は、請求書を受領した日から起算して30日以内に、委託料を支払うものとする。

(前金払)

第12条 前条の規定にかかわらず、甲は、必要と認めるときは、委託料の全部又は一部を前金払することができる。

2 乙は、前金払を受けようとするときは、委託料前金払請求書(様式第5号)により、請求するものとする。

(甲の解除権)

第13条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(3) 乙の役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。)又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団員等(愛媛県暴力団排除条例(平成22年愛媛県条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)と認められるとき。

(4) 乙が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- (5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (8) 乙（ウ及びエにあつては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）が次のいずれかに該当したとき。
- ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- イ 公正取引委員会から独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
- ウ 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条（独占禁止法第 89 条第 1 項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。
- エ 刑法第 197 条から第 197 条の 4 までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。
- (9) 次条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があつたとき。

3 乙は、前 2 項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被つた損害について、甲にその賠償を求めることができない。

（乙の解除権）

第 14 条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

（損害賠償）

第 15 条 乙は、その責に帰すべき理由により、この契約による業務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責に帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。ただし、甲の責に帰すべき理由により、乙又は第三者に損害を与えたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

（関係書類の整備及び保管）

第 16 条 乙は、委託業務にかかる経費を他の経費と区別して経理するとともに、その収支を明確にし、他に流用してはならない。

2 乙は、委託業務の関係資料を委託業務完了の年度の翌年度から起算して、5 年間保管しなけ

ればならない。

(秘密の保持)

第 17 条 乙は委託業務の処理上知り得た事項で、相手方の同意がないものを他に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第 18 条 乙はこの契約による事務を処理するための個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約外の事項)

第 19 条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ各 1 通を所持するものとする。

令和 8 年 月 日

松山市一番町四丁目 4 番地 2

(甲) 愛 媛 県
知 事 中 村 時 広

(乙) _____

様式第1号（第7条関係）

第 号

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

法人名

代表者

印

令和8年度愛媛県児童相談所一時保護所学習指導業務事業計画書

令和 年 月 日付けで契約を締結した標記業務について、委託契約書第7条の規定に基づき、事業計画を次のとおり提出します。

記

1 業務実施期間

2 業務実施体制

3 業務実施計画及び実施スケジュール

4 事業収支計画書

(1) 収入の部

区 分	金 額 (円)	備 考
県 委 託 料		
そ の 他		
合 計		

(2) 支出の部

区 分	金 額 (円)	内 訳	備 考
人 件 費 〔報酬・賃金・共 済費等〕			
報 償 費			
旅 費			
需 用 費			
役 務 費			
委 託 料			
使用料及び賃借料			
備 品 購 入 費			
合 計			

注 区分の項目は例示であり、該当のない項目は省略することができる。

5 その他

様式第2号（第8条関係）

第 号
令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
法人名
代表者 印

令和8年度愛媛県児童相談所一時保護所学習指導業務事業変更計画書

令和 年 月 日付け 第 号で承認のあった標記業務を次のとおり変更したいので、委託契約書第8条の規定に基づき、その承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

（注）変更箇所については、新旧の内容が分かるように対比して記載すること。

第 号
令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
法人名
代表者 印

令和8年度愛媛県児童相談所一時保護所学習指導業務実績報告書

令和 年 月 日付けで契約を締結した標記業務について、委託契約書第10条第1項の規定に基づき、実績を次のとおり報告します。

記

- 1 組織体制の状況
- 2 業務実施状況
 - (1) 学習指導員の勤務状況及び指導内容
 - (2) 各児童相談所別及び児童別の指導内容
 - (3) 学習指導員に対する研修等の実施状況

(注)各業務の実施状況については、実施内容や人数等の具体的な数値を示して記載すること。

3 収支決算書

(1) 収入の部

区 分	精算額 (円)	予算額 (円)	比較増減 (円)		備 考
			増	減	
県委託料					
そ の 他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	精算額 (円)	予算額 (円)	比較増減 (円)		備 考
			増	減	
合 計					

令和8年度愛媛県児童相談所一時保護所学習指導業務委託料精算払請求書

第 号
令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
法人名
代表者 印

令和 年 月 日付けで契約を締結した標記業務に係る委託料について、委託契約書第11条の規定により、次のとおり請求します。

記

一金 円也

(内訳) 委 託 料 金	円也
前金払受領済額 金	円也
今 回 請 求 額 金	円也

令和8年度愛媛県児童相談所一時保護所学習指導業務委託料前金払請求書

第 号
令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
法人名
代表者 印

令和 年 月 日付けで契約を締結した標記業務に係る委託料について、委託契約書第12条第1項の規定により、次のとおり請求します。

記

	一金	円也
内 訳	委 託 料 金	円也
	前金払受領済額 金	円也
	今 回 請 求 額 金	円也
	残 額 金	円也

(注) 前金払を必要とする理由書を添付すること。